

一般社団法人千葉県建築士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県建築士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉市に置く。
2 本会は、理事会の決議により従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建築士の品位の保持及び業務の進歩改善に資するため、建築技術に関する研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行い、もって建築文化の進展に寄与し、広く社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 建築士の品位の保持及び向上に関する施策
(2) 建築士の業務の進歩改善に関する調査及び研究並びにその促進
(3) 社会貢献活動事業の実施
(4) 建築士法に基づき、業務に必要な知識及び建築技術に関する研修会並びに講習会の実施
(5) 建築士法に基づき、千葉県知事から指定を受けて行う二級建築士及び木造建築士の登録並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿の閲覧事務
(6) 官公庁、公益法人及び一般法人並びにその指定機関等からの業務受託に関する事業
(7) 会誌及び図書又は印刷物の刊行及び販売
(8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。
(1) 正会員 千葉県内に住所又は勤務地を有する建築士
(2) 準会員 千葉県内に住所又は勤務地を有し将来建築士になろうとする者
(3) 名誉会員 本会の発展に多大な貢献があり、理事会の承認を得た者
(4) 特別会員 学識経験者で、理事会の承認を得た者
(5) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する個人又は団体
2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書により入会手続きを行い、会長の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。ただし、会員であった期間の会費の納入を免れない。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。
(1) 建築士の免許を取り消されたとき
(2) 建築士法第38条から第44条までの規定による処分を受けたとき
(3) この定款、その他の規則に違反したとき
(4) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為等、除名すべき正当な事由があるとき
2 除名した場合は、当該会員にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会したとき
(2) 死亡又は会員である団体が解散したとき
(3) 会費等の支払義務を1年以上履行しなかったとき
(4) 除名されたとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失しときは、会員としての権利を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金は、返還しない。

第4章 総会

(種類)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
2 前項の総会は、一般法人法に定める社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。
(1) 定款の変更
(2) 会員の除名
(3) 理事及び監事の選任又は解任

- (4) 事業報告及び決算（貸借対照表及び正味財産増減計算書）の承認
- (5) 理事及び監事の報酬の額
- (6) 本会の解散及び残余財産の処分
- (7) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第15条** 通常総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、通常総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。
- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき

(招集)

- 第16条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

- 第17条** 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

- 第18条** 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

- 第19条** 総会は、正会員の3分の1以上が出席しなければ開催することができない。

(決議)

- 第20条** 総会の決議は、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

- 第21条** 正会員は、理事会で定めた場合、あらかじめ通知された事項について書面により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

- 第22条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び選任された2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員)

- 第23条** 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上40名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、6名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常任理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第24条** 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、監事のうち1名は、正会員外とすることができる。
- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 常任理事は、副会長3名以内、専務理事、常務理事及び会計理事各1名とする。
- 4 常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 監事は、本会の理事及び使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理し、執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
- 4 専務理事、常務理事及び会計理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 5 専務理事は会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 会長及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条** 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
 - (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる
 - (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときはこれを理事会に報告すること

- (5) 前項の報告をするため、会長に理事会の招集を求めることができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

- 第27条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事の権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第29条** 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 2 理事及び監事に対し、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

- 第30条** 本会は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長)

- 第31条** 本会に、名誉会長を置くことができる。
- 2 名誉会長は、本会の会長職にあった者で、理事会が推薦し、総会で承認する。
- 3 名誉会長は、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(顧問及び相談役)

- 第32条** 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が推薦し、理事会で承認する。
- 3 相談役は、本会の常任理事経験者であり、理事会が推薦し、総会で承認する。

- 4 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第34条 理事会は、法令に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 資産の管理
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 会長及び常任理事の選定又は解職
- (5) その他、会務運営上必要な事項の決定

(理事会の開催)

第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度に4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事から会長に対し、会議の目的である事項を示した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 前号の規定による請求をした日から5日以内に、かつ、2週間以内の日を開催日とする理事会の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき
 - (4) 第26条第5号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき、又は同号の規定により監事が招集するとき

(理事会の招集)

- 第36条** 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は4号後段により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号又は4号前段の規定による請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集する場合、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的及び事業等を記載した書面をもって、通知しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経る事無く理事会を開催することができる。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の決議等)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合

を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案し、議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意をした場合は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第39条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに記名押印する。

第7章 常任理事会

(開催及び職務)

- 第40条** 常任理事会は、会長及び常任理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき、これを開くことができる。
- 2 常任理事会は、次の事項を協議若しくは処理する。
 - (1) 本会の会務の執行又は理事会の承認事項及び決議事項に関すること
 - (2) 緊急事項の対応に関すること
 - 3 会長は、必要に応じて理事及び関係者の出席を求めることができる。

第8章 委員会

(委員会)

- 第41条** 本会は、事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設けることができる。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別委員会)

- 第42条** 本会は、特別の調査、審議及び事業を実施するとき、特別委員会を設けることができる。
- 2 前項の委員会及び委員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

- 第43条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理運用)

- 第44条** 本会の財産の管理・運用は、理事会の決議により会長がこれを行う。

(事業計画及び収支予算)

- 第45条** 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業及び決算報告)

- 第46条** 本会の事業及び決算報告については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出する。第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第5号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

- 第47条** 本会に、特別会計を設けることができる。

(剰余金の処分制限)

- 第48条** 本会は剰余金の分配をすることはできない。

第10章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

- 第49条** この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

- 第50条** 本会は、一般法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第51条** 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の議決によりこの法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

- 第52条** 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
 - 4 事務局長は会議に出席し、意見を述べることができる。
 - 5 事務局長及び職員は有給とする。
 - 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

第13章 補則

(個人情報の保護)

第54条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は青柳英俊とする。
- 4 この定款は、令和3年5月26日より施行する。
(第15条の変更)